

## 第2章

# 人権教育・啓発の推進方策

# 1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み

## 1) 人権教育

生涯学習の視点に立ち、幼児期から発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、人権教育を推進していく必要があります。

### ア 学校教育

#### <現状と課題>

子どもが人権尊重の意識を身に付けていくためには、学校において、幼児児童生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。

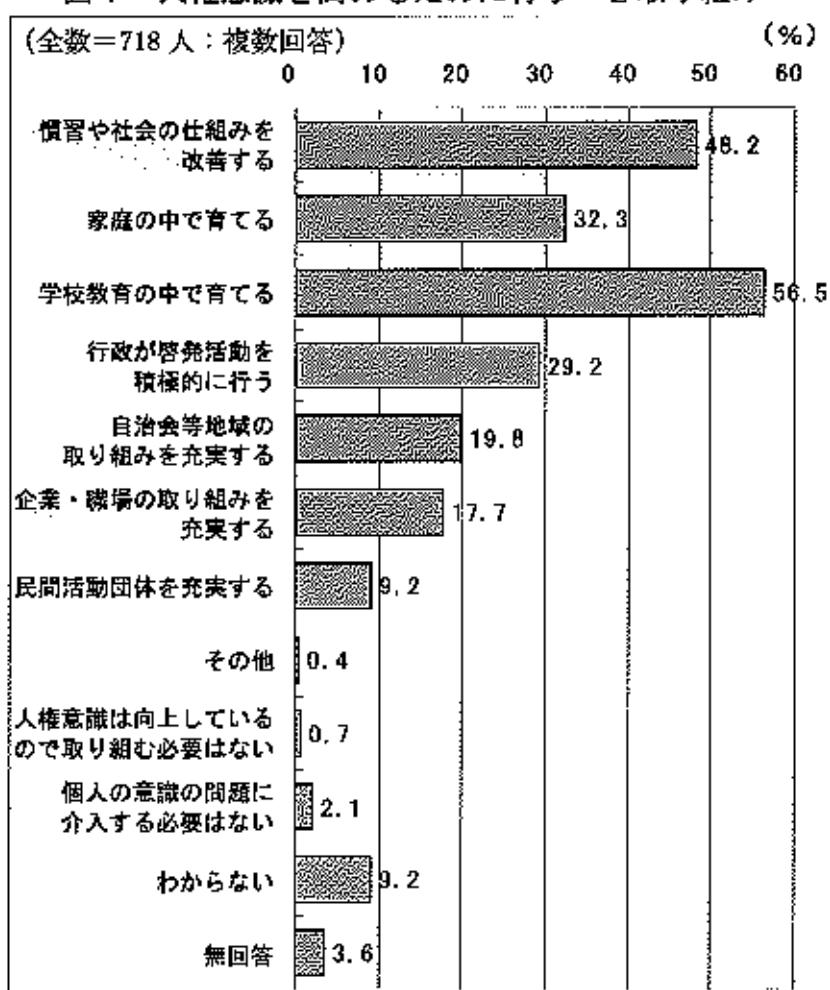
本市では人権同和教育の重点として「人間尊重と人間平等の基本理念の確立」「日常生活に潜在する差別や偏見の解消」「地域ぐるみの人権同和教育の推進」の3つを掲げており、学校人権同和教育について、以下の3つを方針として掲げています。

- 全教育活動を通じて、人間尊重の教育の推進に努めることによって、人権同和教育に対する正しい認識と理解を深め、人間尊重の気風がみなぎる態度を育成する。
- 児童生徒一人一人の個性が尊重され、生き生きと活動でき、好ましい人間関係にあふれた学校生活の充実に努める。
- 全体計画が日常の教育活動の中で機能するように努めるとともに、家庭、地域社会との連携による人権同和教育の充実に努める。

「人権についての市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）によると、人権意識を高めるために行うべき取り組みについては、「学校教育の中で育てる」（57%）との回答が最も多く、「慣習や社会の仕組みを改善する」（48%）、「家庭の中で育てる」（32%）との回答が続いており、家庭教育等以上に学校教育に期待が持たれていることがうかがえます。

学校教育の担い手である教職員に対して人権研修を行うなど、人権尊重の理念を深く理解した教育者の育成を図る取り組みも必要です。

図1 人権意識を高めるために行うべき取り組み



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

### <施策の方向>

#### ●学校における人権教育の充実

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育を通じて人権教育の充実を図ります。

#### ●教職員研修の充実

教職員の人権に関する資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持った人材の育成を進めます。

#### ●家庭・学校・地域の連携の充実

家庭と小中学校及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくります。

## イ 社会教育

### <現状と課題>

社会教育においては、市民を対象とした人権講演会や研究会等の開催を通じて、幅広く人権学習の機会を設けています。「成人教育講座」「高齢者学級」の各講座においては、社会人権問題に関する認識を深めてもらうための学習会を実施しています。

こうした人権学習が単なる知識習得の場ではなく、自ら進んで行動することへの契機となることが必要です。

また、企業に対しても企業内人権教育の充実を求めていくことが必要です。

本市では社会人権同和教育について、以下の4つを方針として掲げています。

- 人権同和問題に対する関心を高め、正しい認識を深めるとともに、地域住民の実態に即した人権同和教育の推進と効果的な啓発に努める。
- 各種学級・講座等の学習計画及び市職員の研修に、人権問題に関する内容を位置づけ、人権同和教育の推進を図る。
- 社会人権同和教育推進のため、学校教育との連携を密にし、学習指導資料の整備・活用を図る。
- 指導者の養成及び資質の向上に努める。

### <施策の方向>

#### ●人権学習機会の充実

成人教育講座や高齢者学級などの各種講座・学級の場において学習会を実施するなど、市民の人権学習機会の充実を図ります。

#### ●企業内人権教育の充実への支援

啓発用ビデオ等の人権学習教材の確保と提供を推進するなど、企業における人権教育の充実を支援します。

## 2) 人権啓発

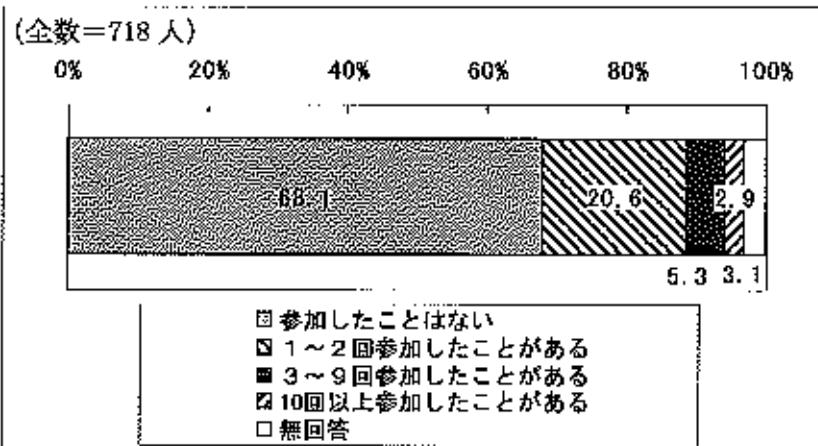
### <現状と課題>

人権に関する諸問題の多くは、人々が他人に対して抱く意識や感情から生じています。市民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、差別や偏見の意識を取り除き、その理念を人権教育を通じて次の世代に受け継いでいくことで、人権問題の解決をめざしていくことが必要です。

本市においては、「人権尊重の都市」宣言を行い、人権問題の解決に向けて市民が一丸となって取り組んでいく意識の浸透を図っています。また、人権啓発に関する講演会や街頭啓発活動、相談会等を執り行うなど、市民に対して幅広く啓発活動を展開しています。

「市民意識調査」によると、人権問題に関する講演・研修への参加経験については、「参加したことない」(68%)との回答が多く、「1~2回参加したことがある」(21%)、「3~9回参加したことがある」(5%)との回答を大きく上回っています。市民の人権問題に対する関心度が、理解への積極的な行動につながっていない状態であり、より効果的な啓発活動を展開することが必要です。

図2 人権問題に関する講演・研修への参加経験



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

## <施策の方向>

### ●「人権尊重の都市」宣言の普及と啓発

「人権尊重の都市」宣言を広報や冊子等によって広く普及し、市民全体の人権意識の高揚を図ります。

### ●人権週間における啓発活動の充実

人権週間（12月4日～12月10日）における啓発活動を充実し、人権問題に対する市民の関心を高め、また、人権意識の継続を図ります。

### ●人権問題に関する講演会の充実

「人権啓発推進大会」や「人権・同和問題講演会」等、人権問題に対する認識を深めるための各種講演会を開催し、講演の他に人権啓発冊子や啓発物品の配布等を実施します。

### ●人権擁護に関する作品の募集と展示

市内の小中学校の児童生徒に対し人権擁護に関する作文、ポスターや標語等の作品を募集し、推進大会で作品を発表・展示することにより、人権問題に対する市民の関心を高めます。

### ●街頭啓発活動の実施

「各種イベント」に参加し街頭啓発活動を行うなど、市民の目に触れる様々な機会を利用した啓発活動に努めます。

### ●人権相談の充実

「行政・人権合同相談」を3会場（旧町につき1会場）にて月1回ずつ行うなど、人権に関する相談体制を拡充・強化します。



## 2 様々な人権課題に対する取り組み

### 1) 女性

#### <現状と課題>

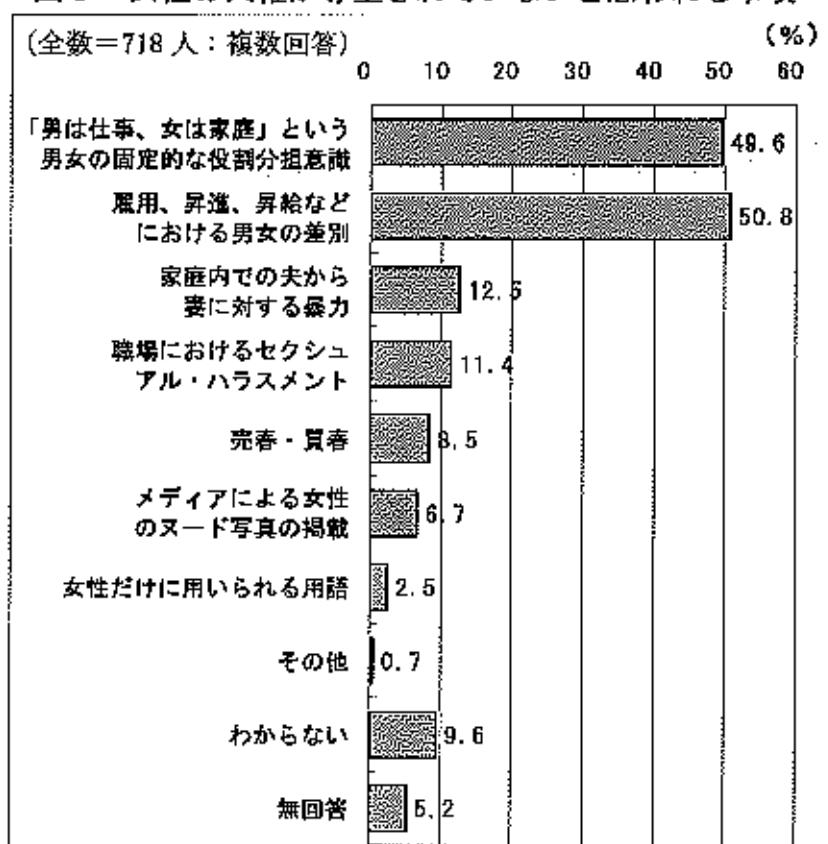
女性の人権問題は国際的にも認識されており、国連が中心となって、女性の地位向上や男女平等を目指す様々な取り組みが展開されてきました。この取り組みは、1975年（昭和50年）に定められた「国際婦人年」を契機として、「**女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）**」の採択など、現在にいたるまで続いています。

日本においても様々な取り組みが内閣府（旧総理府）を中心に展開されており、「女性差別撤廃条約」の批准、「**男女共同参画社会基本法**」の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の制定など、法制度の充実を中心として男女共同参画社会の形成の促進が推進されています。しかしながら、現実には、女性に対する偏見や差別意識、固定的な性別役割分担意識などが今なお根強く残っており、雇用機会の不平等、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、配偶者などによる暴力、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害は依然として社会的な問題となっています。

「市民意識調査」によると、女性の人権が尊重されていないと思われる事項は、「雇用、昇進、昇給などにおける男女の差別」、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識」との回答がいずれも約50%と多くなっています。特に、「男女の固定的な役割分担意識」との回答は、女性のほうが男性より10ポイント以上割合が高くなっています。

本市においては、府内組織として「男女共同参画行政推進委員会」を設置し、女性の人権問題の解決に向けた様々な施策を推進しています。2007年（平成19年）3月には「海津市男女共同参画プラン」を策定し、「女（ひと）と男（ひと）がともに輝くまちづくり」を基本理念として、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針を明らかにするとともに、総合的かつ体系的な施策の推進を図っていますが、問題解決に向けた一層の取り組みが必要とされています。

図3 女性の人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

#### <施策の方向>

##### ●男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

また、男女がともに個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

##### ●女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を根絶するために、市民の認識を高める意識啓発を推進します。

また、DVの被害者を対象とする相談窓口の充実や被害者女性の保護や自立支援対策を充実します。

##### ●あらゆる分野における男女共同参画の促進

雇用、地域社会、家庭、学校など、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

## 2) 子ども

### <現状と課題>

少子化や家族構成の多様化等、わが国の子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

本市の平成17年の合計特殊出生率は1.17(概算値)となっており、全国の1.26を下回っています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。

こうした中で、全国的には、児童虐待、有害情報の氾濫、性犯罪による被害、いじめによる自殺、不登校など、家庭や学校・地域社会において、子どもの人権に関わる深刻な諸問題が数多く発生しています。これらの背景には、家庭においては親が子育て負担の重さを感じること、学校や地域社会においては学歴偏重の風潮や遊び時間の減少等から子ども自身が息苦しさを感じることがあります。また、子どもを抵抗力の劣る弱者として攻撃の対象とする事件が、実の親によってさえも引き起こされています。

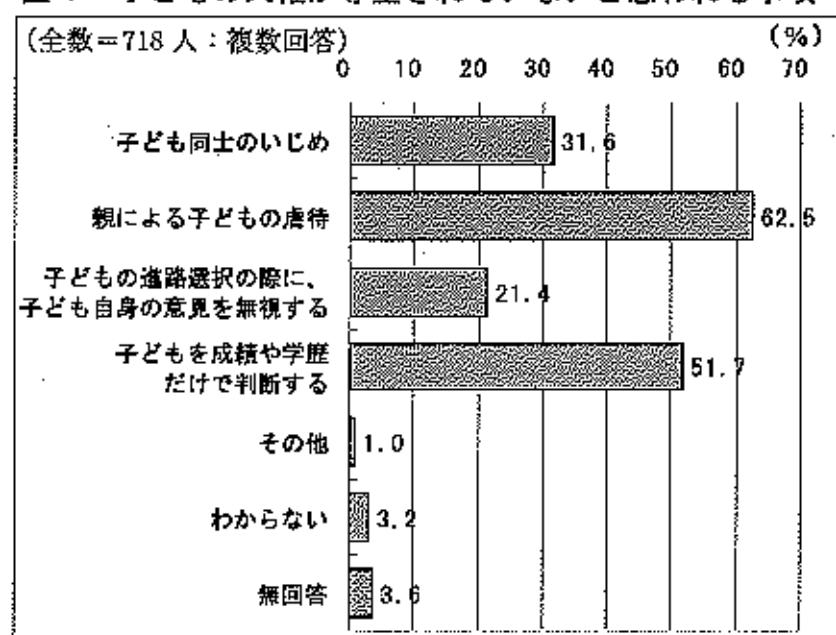
「市民意識調査」によると、子どもの人権が尊重されていないと思われる事項は、「親による子どもの虐待」(63%)、「子どもを成績や学歴だけで判断する」(52%)との回答が多くなっています。

こうした状況において、2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。また、2004年(平成16年)には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待の防止対策等の充実強化が図られました。

本市においても2005年(平成17年)3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「海津市子育て夢プラン」(次世代育成支援行動計画)を策定し、2006年(平成18年)4月には、同プランを推進するため「海津市次世代育成支援推進協議会」を設置し、子育て支援サービスの整備を図っています。

次世代を担う子どもたち一人ひとりの人権が尊重され健全に育つことができる環境づくりに向けて、家庭や学校・地域が連携した全体的な取り組みの推進が必要です。

図4 子どもの人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

#### <施策の方向>

##### ●子どもの権利についての啓発

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。

##### ●児童虐待の防止と早期対応

児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、子ども相談センター、学校、警察等の関係機関の連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化に努めます。

##### ●子どもの人権意識の育成

子ども自身が人権を大切にする心を育てるため、学校教育においては、確かな学力の定着を図るとともに、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、異世代交流等を積極的に推進します。

### 3) 高齢者

#### <現状と課題>

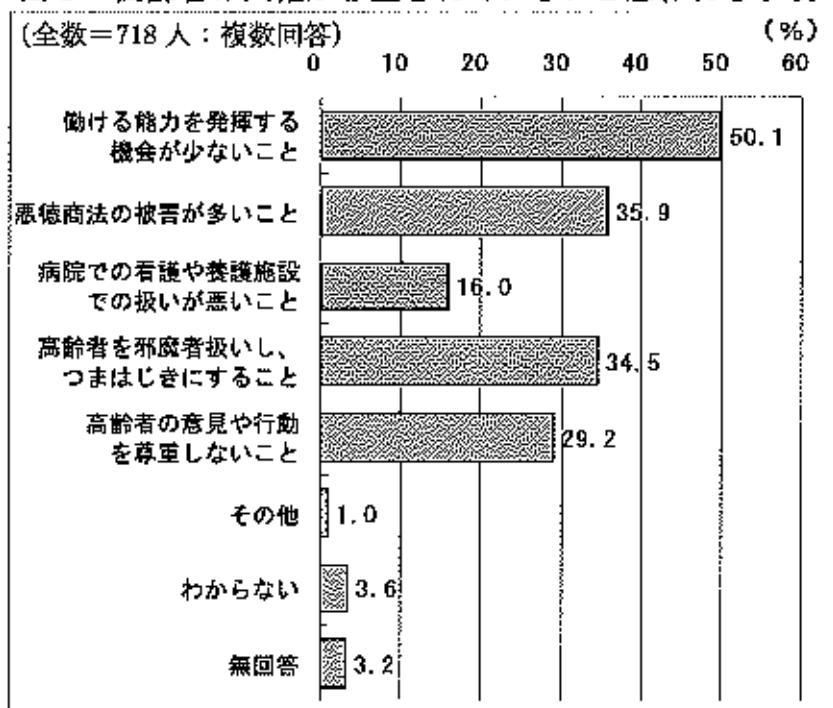
わが国の高齢化は急速に進行しており、本市においても、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は20.2%（8,213人、平成18年4月1日現在）と、およそ5人に1人が高齢者という状況になっています。

とりわけ、ひとり暮らしの高齢者や介護等を要する高齢者が増加しており、支援サービスを必要とする中で、身体的・精神的な虐待や、詐欺等による財産権の侵害等、高齢者的人権を侵害する行為が数多く発生しています。特に高齢者に対する虐待は深刻な問題となっており、国においては2005年（平成17年）11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を成立させています。また、弱者とみなしての差別や偏見により、雇用機会が制限されるなど、働く意欲のある元気な高齢者さえ社会参加の機会が奪われる場合があります。

「市民意識調査」によると、高齢者的人権が尊重されていないと思われる事項は、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」（50%）、「悪徳商法の被害が多いこと」（36%）、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」（35%）との回答が多くなっています。また、60歳以上の回答者については、「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」（45%）との回答が多くなっています。

介護保険事業による支援のみならず、人権尊重の視点に立ったうえでの総合的支援が必要です。

図5 高齢者的人権が尊重されていないと思われる事項



（資料：平成18年海津市「人権意識調査」）

## <施策の方向>

### ●高齢者の就労機会の拡大

高齢者の就労を支援するため、シルバー人材センター等の活動を支援することにより、高齢者の雇用・就労機会の拡大に努めます。

### ●高齢者の社会参加機会の拡充

高齢者が、自身の持つ豊富な経験と知識を生かして社会参加できるよう、ボランティア活動等への参加機会の拡充を図ります。

### ●高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分である高齢者に対して権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携を充実し、介護の際の虐待等の発見・防止に努めます。

### ●高齢者的人権についての啓発

高齢者的人権が尊重され、高齢者が地域でいきいきと暮らしていく社会の実現をめざして、人権意識の高揚・啓発活動を推進します。

## 4) 障害者

### <現状と課題>

人が障害のある・なしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」を目指すノーマライゼーションの理念はわが国においても徐々に普及しており、また、障害のある人が生活するうえでの物理的・心理的な障壁を取り除いていく「バリアフリー」の概念も日常生活に浸透してきており、障害者に対する理解は深まりつつあります。

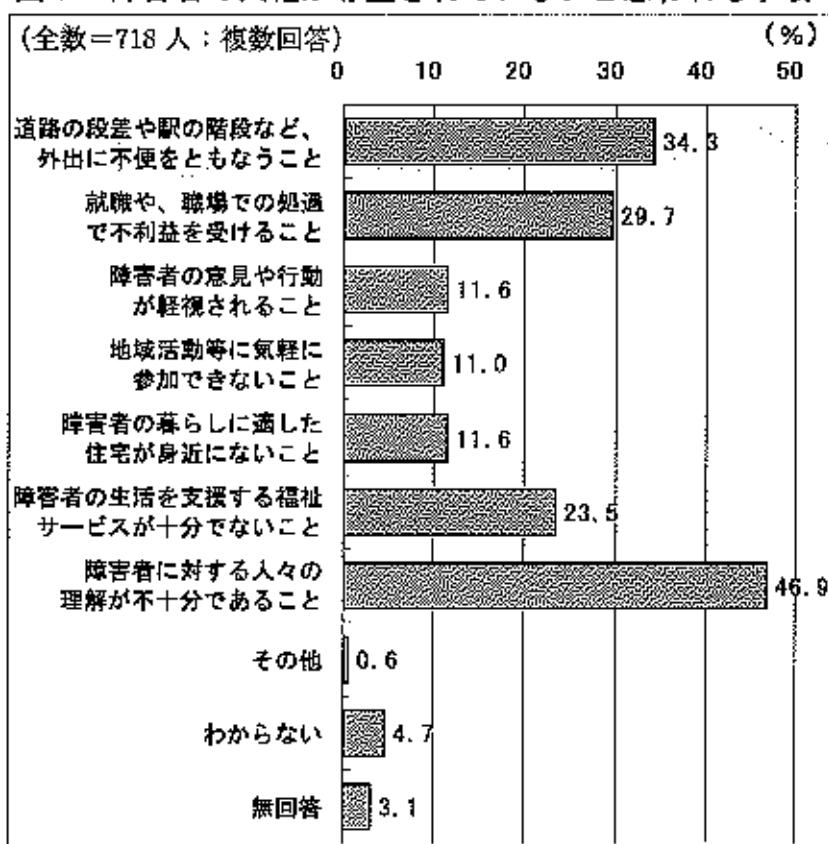
障害者に対する福祉サービス支援についても、2006年（平成18年）に「障害者自立支援法」が施行されたことにより、サービス利用が「措置」から「自己選択」へと移行し、本人や家族のサービス利用意向が尊重されるようになりました。

しかし、障害者に対する正しい理解はいまだ十分とは言えず、雇用差別など、差別や偏見による様々な社会的障壁が存在しています。居宅内外のバリアフリー化についても未対応の場所が依然多く、障害者の自立や社会参加には依然として様々な障壁があります。

「市民意識調査」によると、障害のある人の人権が尊重されていないと思われる事項は、「障害者に対する人々の理解が不十分であること」（47%）、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をともなうこと」（34%）、「就職や、職場での待遇で不利益を受けること」（30%）との回答が多くなっています。

障害者に対する福祉サービスを充実するだけでなく、障害者の人権を尊重する意識を市民一人ひとりが持つことができるような啓発活動の充実が必要です。

図6 障害者の人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

#### <施策の方向>

##### ●障害者の就労機会の拡大

障害者の自立を促進するため、企業や関係機関の協力を得ながら、一般企業・福祉的就労の場の両面において、雇用・就労機会の拡大を図るとともに、就労支援施設の整備など障害者の個性と能力に応じた就労・雇用を進めます。

##### ●障害者の権利擁護

日常生活において自立が出来ない障害者等に対して権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携を充実し、介護の際の虐待等の発見・防止に努めます。

##### ●障害者の人権についての啓発

ノーマライゼーション理念の定着に向けた広報・啓発活動を充実するとともに、学校等における福祉教育や各種交流事業の充実等により、障害や障害者に対する理解を促進します。

## 5) 同和問題

### <現状と課題>

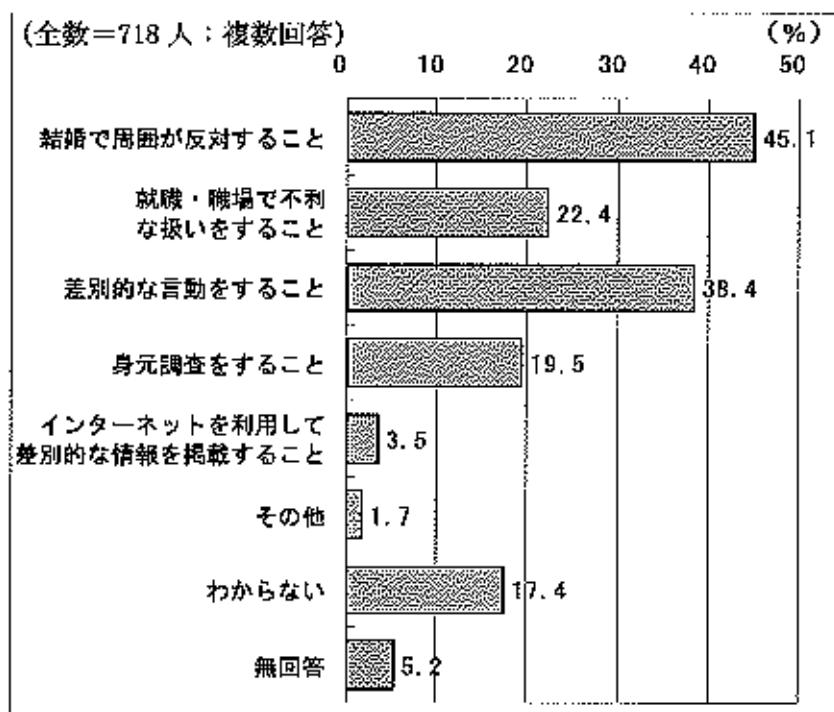
同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別によって、一部の人々が生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、わが国固有の重大な人権問題です。同和問題に関する差別や偏見の意識は、時代を経て全体的には着実に解消に向かいつつありますが、地域によっては結婚に関する問題を中心に依然として差別意識が根強く存在しています。

また、いかにも同和問題の解決に努力しているように装って不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売り付けたりする「えせ同和行為」も問題となっています。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因の一つとなっています。

「市民意識調査」によると、同和問題に関して人権が尊重されていないと思われる事項は、「結婚で周囲が反対すること」(45%)、「差別的な言動をすること」(38%)との回答が多くなっています。また、同和問題に対する考え方については、「あまりさわがずそっとしておけばよい」(28%)、「特に関心はない」(18%)、「わからない」(18%)との回答が多く、正しい知識を普及させる取り組みが必要です。特に、10歳代の回答者について、「わからない」(36%)、「自分には関係なく、しかるべき人に解決してほしい」(24%)との回答が多くなっています。

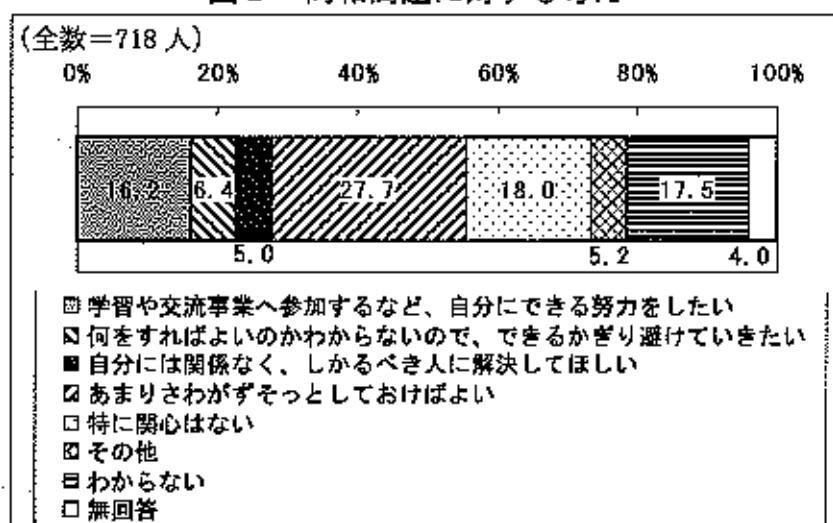
同和問題は過去の課題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげられる現実の課題であることを、市民一人ひとりが理解できるように取り組みを進めていくことが必要です。

図7 同和問題に関して人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

図8 同和問題に対する考え方



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

#### <施策の方向>

##### ●同和問題についての啓発

同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざして、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の充実・強化に努めます。

##### ●人権教育の充実

学校教育や社会教育を通じて、同和問題に関する市民の正しい認識を育むとともに、企業内人権同和教育についても支援します。

##### ●えせ同和行為の根絶

えせ同和行為について、関係行政機関などとの緊密な連携の強化による排除と、同和問題に対する正しい認識と理解を深めることによる被害の未然の防止に努めます。

## 6) 外国人

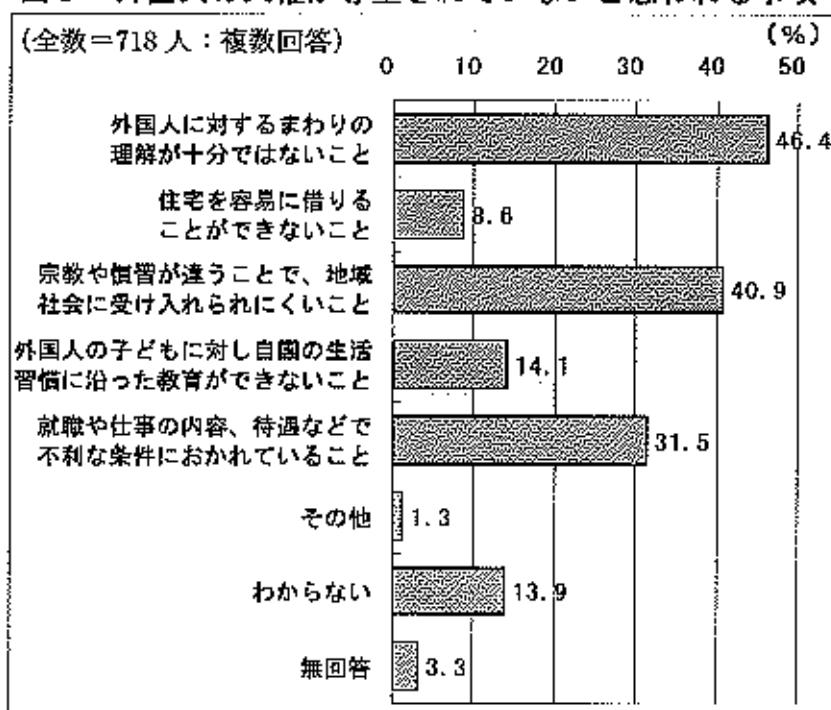
### <現状と課題>

日本に居住する外国人は、参政権、年金、保険等の制度において制限があり、また、外国人であることに対する偏見や差別意識によって就職・結婚・入居等に際して差別を受けたりするなどの問題が発生しています。

「市民意識調査」によると、日本に居住する外国人の人権が尊重されていないと思われる事項は、「外国人に対するまわりの理解が十分ではないこと」(46%)、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」(41%)との回答が多くなっています。

本市には平成18年4月1日現在、659人の外国人が居住しており、外国人が地域社会において安心して生活を送ることができるよう、相互理解を深め、人権を尊重する社会を築いていくことが必要です。

図9 外国人の人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

### <施策の方向>

#### ●外国人の人権についての啓発

国籍・民族の違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動を充実します。

#### ●人権教育の充実

学校教育や社会教育を通じて、様々な国の人々と共に生きる社会の形成者としての資質や能力の育成に努めます。

## 7) HIV感染者・ハンセン病（元）患者

### <現状と課題>

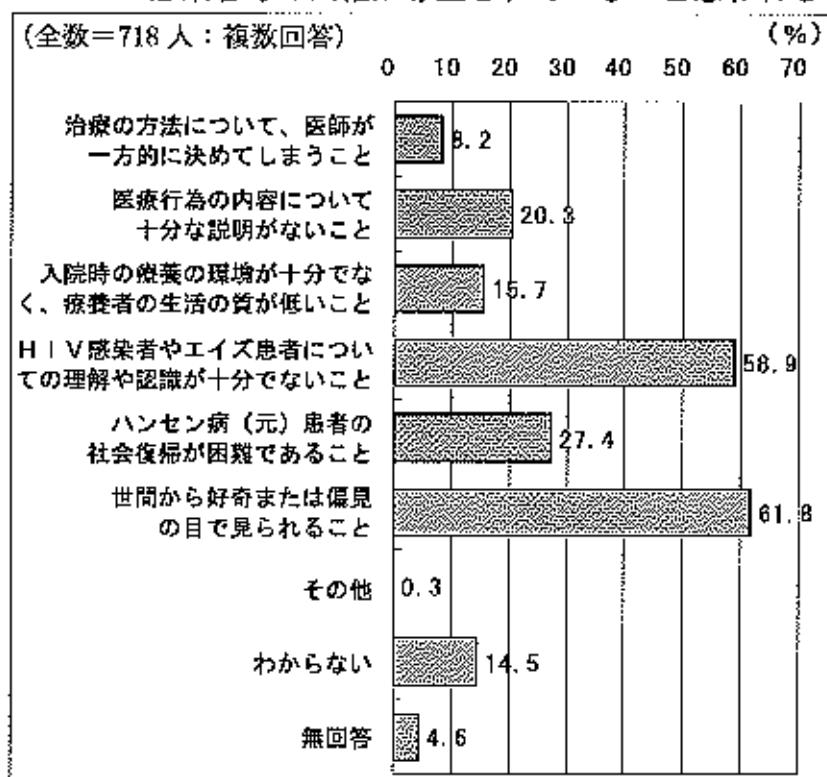
HIV感染者に対する偏見や差別意識は根強く存在し、また、正しい知識や理解の不足から、診療拒否、雇用差別、入居拒否等の人権侵害問題が生じています。

また、ハンセン病については、1996年（平成8年）の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行まで長年に渡り行われた施設への強制隔離政策により、患者が家族等との関係を絶たれ、元患者も高齢化等により施設に残らなければならないなど、社会復帰が困難な状況となっています。

「市民意識調査」によると、HIV感染者・ハンセン病（元）患者の人権が尊重されていないと思われる事項は、「世間から好奇または偏見の目で見られること」（62%）、「HIV感染者やエイズ患者についての理解や認識が十分でないこと」（59%）との回答が多くなっています。

2001年（平成13年）にハンセン病（元）患者に対する国の強制隔離政策について国の損害賠償責任を認める司法判断が下され、国が人権侵害を認めて謝罪したものの、人々の差別意識は根絶しておらず、2003年（平成15年）にはハンセン病元患者の宿泊拒否問題が発生するなどしています。HIV感染症やハンセン病等に関する正しい知識を普及させる取り組みが必要です。

図10 HIV感染者等の人権が尊重されていないと思われる事項



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

### <施策の方向>

#### ●HIV感染症・ハンセン病に関する啓発

HIV感染症やハンセン病に関する正しい知識の普及を図ることにより、患者や元患者に対する偏見や差別意識を解消し、感染症及び患者等への理解を深める啓発活動を推進します。

#### ●人権教育の充実

学校教育や社会教育の場においてHIV感染症・エイズ・ハンセン病等に対する正しい知識の普及を推進します。また、就労の場においても患者等が不当な扱いを受けないよう、企業等への啓発を進めます。

## 8) 刑を終えて出所した人

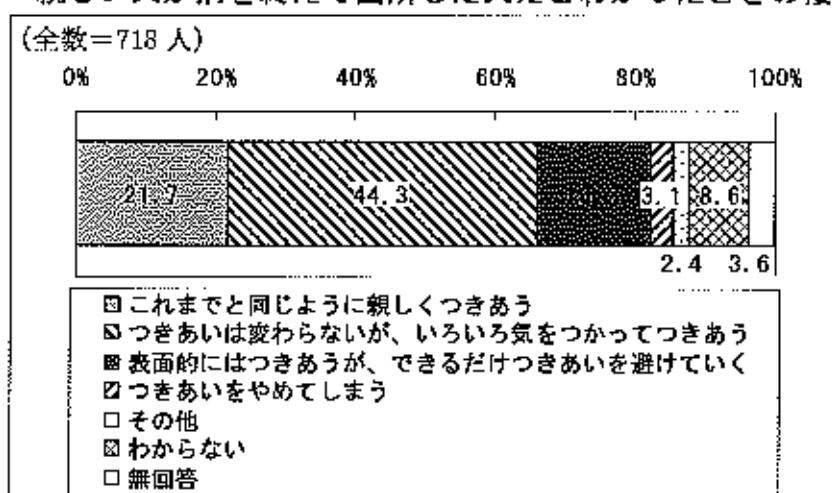
### <現状と課題>

刑を終えて出所した人に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難などの問題が起きています。

「市民意識調査」によると、日頃から親しくつきあっている職場の人や近所の人人が刑を終えて出所した人であるとわかったときの接し方について、「これまでと同じように親しくつきあう」(22%)との回答のほかに、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう」(44%)、「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく」(16%)、「つきあいをやめてしまう」(3%)との回答状況となっており、6割以上の人気がき遣いを含めた接し方が変わると答えています。

刑を終えて出所した人が真に更生するためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

図 11 親しい人が刑を終えて出所した人だとわかったときの接し方



(資料：平成18年海津市「人権意識調査」)

#### <施策の方向>

##### ●刑を終えて出所した人に関する啓発

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を推進します。

##### ●人権教育の充実

学校教育や社会教育の場において、刑を終えて出所した人が更生し社会復帰を果たした例を伝えるなど、正しい理解のための啓発を進めます。

## 9) 犯罪被害者等

#### <現状と課題>

犯罪被害者やその家族に対する人権問題としては、直接的な被害のほかに、行き過ぎた犯罪報道や周囲の人々の噂などにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。

このような状況において、2005年（平成17年）には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等の視点に立った施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

犯罪被害者やその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、人々の一層の理解と配慮が望されます。

#### <施策の方向>

##### ●犯罪被害者等に関する啓発

犯罪被害者に関する行き過ぎた報道や取材を自粛するようマスメディアに促すなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発を推進します。

##### ●人権教育の充実

学校教育や社会教育の場において、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害の可能性を教えるなど、正しい理解のための啓発を進めます。

## 10) インターネットによる人権侵害

### <現状と課題>

インターネットの普及により、生活の利便性は高まっていますが、不特定多数の利用者が同じ情報を閲覧することができ、また、情報の発信者が特定しにくいなどといった状況下において、個人や集団に対する誹謗中傷や差別表現などの有害情報の発信、少年被疑者の実名や顔写真の掲載、漏洩した個人情報の流出など、人権侵害に関わる様々な問題も発生しています。

このような問題に際してプロバイダや利用者に対して個別の対応を図る一方、利用者が個人情報に接する際のモラルや責任について正しく理解するための教育や啓発活動を推進する必要があります。

### <施策の方向>

#### ●情報と人権侵害との関連についての啓発

インターネット利用者が情報について扱う際のモラルや責任について、正しく理解させるための啓発活動の充実を図り、様々な種類の情報の扱いによってどのような人権侵害が起こりうるかを正しく理解させることに努めます。

## 11) 北朝鮮当局による拉致被害者

### <現状と課題>

2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。現在、日本政府は17人の日本人を北朝鮮当局によって拉致された被害者として認定しており、そのうち5人については帰国が実現し、拉致被害者の家族の帰国も実現しましたが、残りの被害者についてはまだ北朝鮮当局より十分な情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。

2006年（平成18年）には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、北朝鮮当局による人権侵害問題についての啓発が進められています。

### <施策の方向>

#### ●拉致被害者の人権についての啓発

県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する意識啓発活動を推進します。

## 12) その他

以上の様々な人権課題の他にも、アイヌの人々、同性愛などの性的指向を持つ人、ホームレス、性同一性障害者などについて、偏見や差別意識が存在し、人権侵害が問題となっています。これらについてもそれぞれの問題の状況に応じて、啓発活動を推進し、問題解決をめざす施策について検討していく必要があります。

